

スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、ウェブサイトに公表します。また、経営陣が自身の役割と責務を認識し、利益相反管理体制の在り方を真摯に議論します。

【具体的な考え方と活動事例】

- 当社は、「利益相反管理方針」に基づき、利益相反に対しては常に細心の注意を払い適切に管理しています。
- 利益相反に関する弊害防止措置に関する社内規程に基づいて、個々の取引について、コンプライアンス統括部にて審査を行います。
- コンプライアンス統括部は利益相反取引の有無及び弊害防止措置の実施内容について、定期的に取り締役会に報告します。
- 経営陣は、自身の役割と責務を認識し、コンプライアンス統括部からの報告等を踏まえ、利益相反管理体制の在り方を真摯に議論します。

利益相反管理方針

当社は、お客様の利益が不当に害されることがないように利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、法令等及び利益相反管理方針に従い適正に業務を遂行いたします。

1. 利益相反管理の対象となる取引の特定方法

利益相反管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」を特定するにあたって、次の事情を考慮します。

- ・ お客様の不利益により、当社または当社のグループ会社が利益を得る（損失を回避する）可能性がある。
- ・ お客様との取引の結果、当社または当社のグループ会社がお客様の利益とは区別される利益を得る可能性がある。
- ・ お客様の利益よりも他のお客様を優先する経済的その他の原因がある。
- ・ 当社または当社のグループ会社が、お客様と同一の業務を行っている。

2. 類型

次のような取引については、利益相反管理の対象に該当する可能性があります。

No.	利益相反関係	取引類型
1	お客様と当社	お客様と当社または当社のグループ会社の利害が対立する取引
2		お客様と当社または当社のグループ会社が同一の対象に対して競合する取引
3		当社または当社のグループ会社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社が利益を得る取引
4	お客様相互間	当社のお客様相互間の利害が対立する取引
5		当社のお客様相互間において競合する取引
6		当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社の他のお客様が利益を得る取引

3. 利益相反管理体制

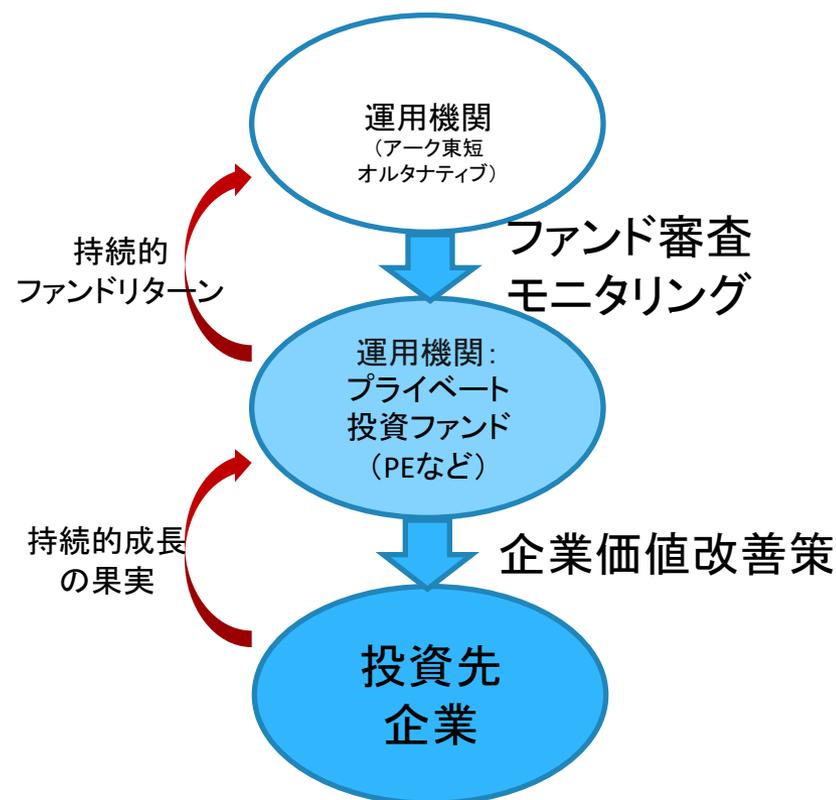
- ・ 当社は、適正な利益相反管理を行うため利益相反取引規程を策定し、利益相反のおそれが発生した場合は、当該規程を適用し、迅速かつ適切に管理します。
- ・ 利益相反のおそれが発生した場合は、コンプライアンス統括部長が責任者として関与し、当該取引を監視します。必要に応じ下記の方法等を用いて利益相反の管理に努めます。
 - ① 各部門間における情報隔離
 - ② 契約内容の変更
 - ③ 一方の業務に係る契約の取りやめ
 - ④ 顧客への開示
 - ⑤ その他利益相反行為などを未然に防ぐ又は中止するために必要と認められる事項

当社が投資対象とするプライベート・ファンド(運用機関)及び主要投資先企業の状況（運営、業績、企業価値を毀損する恐れのある事項等）または企業価値改善策の内容を観察し、状況把握に努めます。

【具体的な考え方と活動事例】

- プライベート投資においては、プライベート・ファンド(運用機関)が経営関与する度合いが高いため、運用機関がスチュワードシップ責任を果たすことが企業経営に与える影響が大きく、運用の収益やリスクを大きく左右するものと考えます。
- 当社は、責任投資を踏まえた考え方に基づいてファンドを審査することで、持続的な企業価値向上に資するプライベート・ファンド(運用機関)と投資家を結び付け、またスチュワードシップ・コードの精神に合致した運用機関を選定することが可能であると考えます。
- プライベート・ファンドを定期的にモニタリングする際に、可能な限りプライベート・ファンド及び主要投資先企業の状態(運営、業績、事業におけるリスク、収益機会、企業価値を毀損する恐れのある事項等)または企業価値改善策の内容を観察し、状況を把握するように努めます。

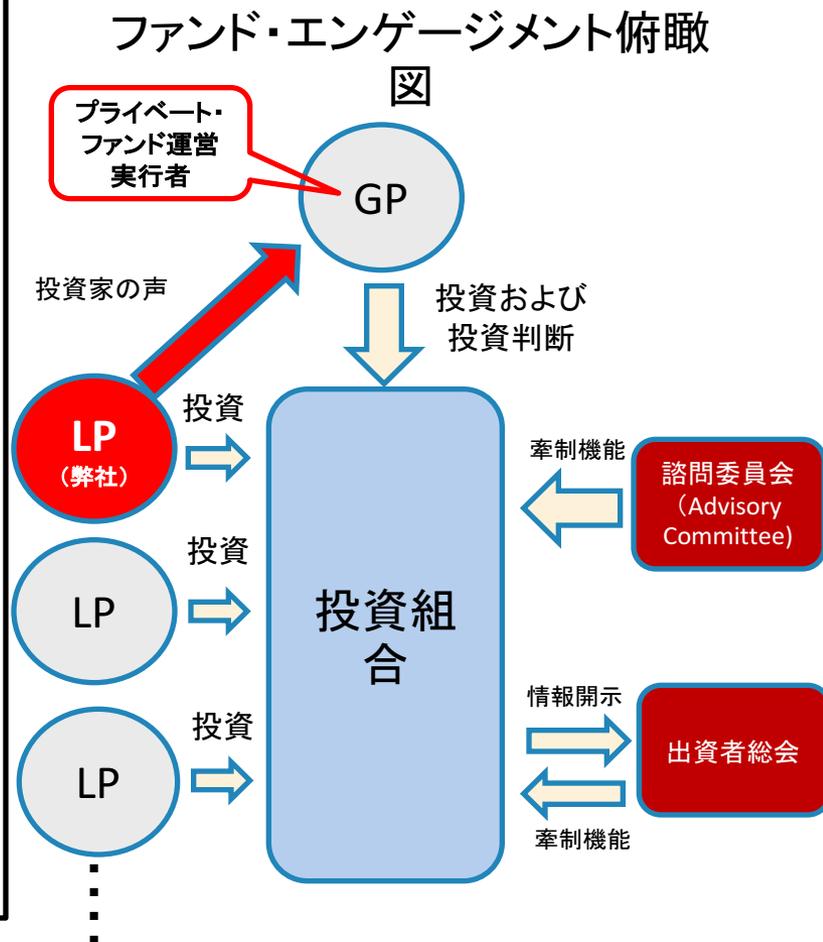
ファンド・ガバナンス概念図



当社が投資対象とするプライベート・ファンド(運用機関)と積極的にコミュニケーションをとり、建設的な対話(エンゲージメント)を継続的に実施することで、問題意識を共有し、問題解決に努めます。

【具体的な考え方と活動事例】

- プライベート投資における基本構造は、「GP・LPの関係」であり、GPがファンド運営の実行者(運用機関)になります。当社はその実行者であるGPに対しLP(アセットオーナー)の代わりとして、スチュワードシップ責任を適切に果たすよう働きかけていきます。
- 当社は直接株式を保有しないため、議決権行使は行えません。しかしながら、プライベート・ファンドへの投資を行う運用機関として、ファンド運用機関(GP)に対して、投資対象先企業へ、相応のエンゲージメントを行うよう働きかけて行きます。
- 投資対象とするプライベート・ファンドの諮問委員会(Advisory Committee、AC)に参加する場合には、投資対象先企業の持続的成長を図るよう主張して行きます。

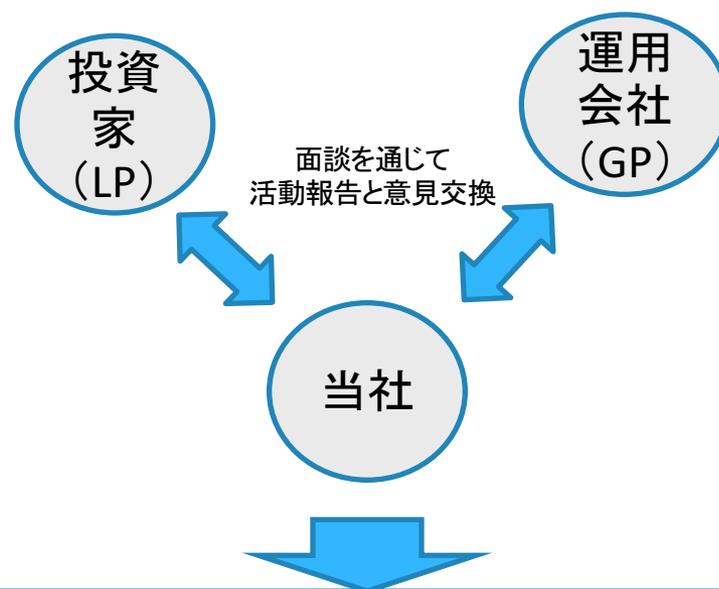


機密扱：本資料の無断複写及び再配布厳禁

当社は、顧客・受益者に対して、スチュワードシップ活動を通じてスチュワードシップ責任をどのように果たしているかについて、報告を行うように努め、またステークホルダーからのフィードバックを取り入れて、基本方針の改善に努めます。

【具体的な考え方と活動事例】

- スチュワードシップに関する考え方は、時々の議論に応じて変化するため、ステークホルダーとの対話の中で常に意識するよう心掛けます。
- 当社は、創業以来、投資家（LP：アセットオーナー）と運用会社（GP：運用機関）との対話を最重要に位置づけています。その過程で、ステークホルダーからスチュワードシップの在り方を吸い上げて、ファンド審査やエンゲージメントに取り入れていきます。



日頃の営業活動を通じて「スチュワードシップ基本方針」の活動内容を発信し関係者からフィードバックを受ける仕組み

経営陣は、自らの役割と責務を認識し、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うため、他の投資家と意見交換を持ち、自己研鑽に努めます。

【具体的な考え方と活動事例】

- 当社は、国内外の投資家との意見交換を行い、スチュワードシップ活動に関する知見を深め自己研鑽に努めます。
- 当社は、日本のPE業界におけるスチュワードシップ活動に関する情報を他の投資家と共有します。
- 業界関係者に専門知識を提供するセミナーを開催し、その際の参加者からのフィードバック等を踏まえ、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものになるよう改善に努めます。

ESG投資活動の推進役として情報交換

- ・各種ワーキンググループとの情報交換
- ・イントラネットの利用により情報取得。
- ・国内外の関係者とのコミュニケーションを行い、PE業界の先進的な事例の吸収、自己研鑽。

セミナーの開催

- ・プライベート投資を普及するための投資家向けセミナーを開催
- ・参加者とのディスカッションにより問題意識を共有
- ・セミナーを通じて活発な議論を展開し自己研鑽の場を確保

将来のスチュワードシップ活動がより適切なものになるよう努める